

## 判例研究「音楽教室事件控訴審判決」

音楽教室における演奏について、教師による演奏の演奏主体は音楽教室事業者、生徒による演奏の演奏主体は生徒であるとされた事案 知財高判令和3年3月18日（令和2年（ネ）10022号）

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2023-03-31<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 宮下, 義樹, Miyashita, Yoshiki<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2688">https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2688</a>                  |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 判例研究「音楽教室事件控訴審判決」

音楽教室における演奏について、教師による演奏の演奏主体は音楽教室事業者、  
生徒による演奏の演奏主体は生徒であるとされた事案  
知財高判令和3年3月18日（令和2年（ネ）10022号）

Case Study "Appeal trial of Music school case" The subject of performance rights in music schools.  
A case in which it was held that the subject of performance is different between performance by a  
teacher and performance by a student.

宮 下 義 樹  
Miyashita Yoshiki

### 1 事案の概要

原告Xら（法人249社、個人2名）は音楽教室の運営者である。被告Y（一般社団法人日本音楽著作権協会JASRAC）は著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官の登録を受けた著作権管理事業者である。Yは2018年1月1日を実施日として、Yの管理する著作物の演奏について「音楽教室における演奏等」という項目を新設し音楽教室から使用料を取るようになる使用料規定変更の届出を行った。使用料規定によれば年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は受講料収入算定基準額の2.5%となる。これに対し、XらはYに対し請求権不存在確認（著作権侵害による損害賠償請求と不当利得返還請求）を求めて提訴した。

本件の争点は（1）音楽教室における演奏は「公衆」に該当するか、（2）Xらは音楽教室における演奏主体か、（3）音楽教室における演奏は「聞かせることを目的」としているか、（4）2小節以内の演奏に演奏権は及ぶか、（5）演奏権の消尽の成否、（6）権利濫用の成否、である。

原審（東京地判令和2.2.28<sup>1</sup>）は全ての争点でY側の主張を認め、Xらの請求を棄却したためXらが控訴した。

### 2 判旨

#### 2-1 Xらは音楽教室における演奏主体か

##### (1) 一般論

「Xらの運営する音楽教室事業は、Xらが設営した教室において、Xらと雇用契約又は準委任契約を締結した教師が、Xらと本件受講契約を結んだ生徒に対し、演奏技術等を教授し、その過程において、必然的に教師又は生徒による課題曲の演奏が行われるというものである……。このように、Xら

の音楽教室のレッスンにおける教師又は生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるが、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照。）

## (2) 教師による演奏行為

「教師を兼ねる個人事業者たる音楽教室事業者や、個人教室を運営するXらが教師として自ら行う演奏については、その主体が音楽教室事業者であるXらであることは、明らかである。」

「音楽教室事業者ではない教師が音楽教室において行う演奏についてXらは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てばXらであるというべきである。」

## (3) 生徒による演奏行為

「音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当である。……生徒は、Xらとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又はXらのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者であるXらが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。……音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、Xらによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師がXらの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、Xらの顧客たる生徒がXらの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。……生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、Xらは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏をXらがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

「音楽教室における生徒の演奏の主体は当該生徒であるから、その余の点について判断するまでもなく、生徒の演奏によっては、Xらは、Yに対し、演奏権侵害に基づく損害賠償債務又は不当利得返還

債務のいずれも負わない」

「念のために付言すると、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても……音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえない」

## 2-2 音楽教室における演奏は「公衆」に該当するか

「著作権法 22 条は、演奏権の行使となる場合を「不特定又は多数の者」に聞かせることを目的として演奏することに限定しており、「特定かつ少数の者」に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらないとしているところ、このうち、「特定」とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。」

「演奏権の行使に当たるか否かの判断は、演奏者と演奏を聞かせる目的の相手方との個人的な結合関係の有無又は相手方の数において決せられるところ、この演奏者とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする著作権法 22 条の趣旨からみると、演奏権の行使について責任を負うべき立場の者、すなわち演奏の主体にはほかならない。……音楽教室における演奏の主体は、教師の演奏については X ら音楽教室事業者であり、教師の演奏行為について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いがなく、生徒に聞かせるために演奏していることは明らかであるから、実際の演奏者である教師の演奏行為が「公衆」に直接聞かせることを目的として演奏されたものであるといえるかは、規範的観点から演奏の主体とされた音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定かつ少数」の者に当たらないといえるか否かにより決せられるべきこととなる。」

「生徒が X らに対して受講の申込みをして X らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、X らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、X らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での X らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない。そうすると、X らと生徒の当該契約から個人的な結合関係が生じることはなく、生徒は、X 三  
ら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である。したがって、音楽教室事業者である X らからみて、その生徒はその人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になるというべきである。音楽教室事業者が教師を兼ねている場合や個人教室の場合においても、事業として音楽教室を運営している以上は、受講契約締結の状況は上記と異なるから、やはり、生徒は「不特定」の者というべきである。」

### 2-3 音楽教室における演奏は「聞かせることを目的」としているか

「「聞かせることを目的」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に「公衆」に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当である。」

「Xらの音楽教室における演奏態様は……①生徒が課題曲を初めて演奏する際等には、生徒が演奏する前に、教師が課題曲を演奏して課題を示し、②生徒が、それを聞いた上で、教師に対して課題曲を数小節ごとに区切って演奏すると、③生徒の演奏を目の前で聞いた教師が、生徒に対する演奏上の課題及び注意を口頭で説明するとともに、必要に応じて当該部分の演奏の例を示し、④生徒は、教師の注意や演奏を聞いた上で、再度演奏するということを繰り返し行った後に、⑤最後に、生徒が練習してきた部分又は一曲を通して演奏する（生徒の演奏の際に教師が伴奏をすることがある。）というものであり……Xらの音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである。」

### 2-4 2小節以内の演奏に演奏権は及ぶか

「Xらは……音楽教室における2小節以内の演奏については、短すぎるため、どの楽曲を演奏しているかを特定することができず、著作者の個性が発揮されているということとはできないから、著作物に当たらず、このような演奏については演奏権が行使されたとはいえない旨主張する。しかしながら、一つの楽曲中から取り出した2小節分につきいずれも著作物性がないなどということはおよそ考え難い。……音楽教室における演奏の目的は演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ないから、音楽教室において、著作物性のない部分のみが繰り返しレッスンされることを想定することはできない。したがって、仮に、レッスンにおいて2小節を単位として演奏が行われるとしても、それは、終始、特定の2小節のみを繰り返し弾くことではなく、2小節で区切りながら、ある程度まとまったフレーズを弾くことが通常であると推認され、これに反する証拠の提出はない。……レッスンにおいては特定の課題曲が演奏されることが決まっているのであるから、特定の2小節が演奏されたとしても、当該部分が課題曲のどの部分であるかは判然としているのであり、課題曲の2小節分が様々な形で連続的・重畳的に演奏されたとしても、それが課題曲の演奏であると認識され、かつ、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴が表現されているとみるのが相当である。したがって、Xらの上記主張は、採用することができず、演奏された小節数を問わず、演奏権の侵害行為が生じる。」

### 2-5 演奏権の消尽の成否

「消尽の根拠は……著作権の譲渡や著作物の利用許諾等の取引関係に入った者の取引上の安全の保護と著作物の経済的利用により利得を得る著作権者の利益の保護との調和を図るところにある。そうすると、楽譜やマイナス音源の作成に当たり著作権者が取得する対価は複製権（著作権法21条）の行

使の対価であり、音楽教室におけるレッスンにおける利用に対する対価は演奏権（著作権法 22 条）の行使に対する対価であり、行使方法の全く異なる別々の支分権の行使に対する対価であって、権利として異なる以上、たとえ一つの創作行為により生じた著作物に係るものとはいえ、それぞれについてその利用の対価を取得したとしても二重の利得と評価する理由もなければ、両者を同時に行使しなければ不当と評価する理由も見当たらない。また、複製権の行使によって無限定に演奏権の消尽を認めれば、ひとたび複製権を行使しただけで当該音楽著作物をほぼ無限定に演奏されてしまうこととなって、著作権者の経済的利益を不当に害することは明らかである。……複製権行使の段階で演奏権の消尽を認めることについては、その実質的理由を欠くというべきであり、利用申込書等に音楽教室での利用が予定されていること等を把握できる記載があるとしても、そのことから直ちに演奏権の消尽が理由付けられるものでないことは明らかである。」

## 2-6 権利濫用の成否

「権利の単純な不行使が時効の成立にとどまらず、将来の権利の失効までも招致するのは、権利者において義務者が権利を行使しないと強い信頼をもたらす行動を長年にわたって取り続けたことから、義務者において権利者が権利を行使するのであれば取り得ないような重大な投資等をしたなど、権利者の権利行使が法的衡平や法的正義の観点から到底は認できないような特段の事情を要すると解すべきである。しかしながら、本件においては、Y は、音楽教室のレッスンにおける演奏について、17 年前から少なくとも被控訴人ヤマハに対しては権利行使に着手しているのであるし、X らについても、権利不行使に対する信頼を保護すべき特段の事情は見当たらない。」

## 2-7 結論

「以上によれば、Y は、X らに対し、音楽教室におけるレッスン中の教師による被告管理楽曲の演奏……につき、著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有することになる。」

## 3 判決の意義

著作権法 22 条は「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」と規定している。そのため、著作権法上の演奏権は「公衆」に対して「聞かせることを目的」とした「演奏」であることを要求する。本判決はそうした演奏権の解釈を示すとともに、演奏権侵害を判断するために「誰が」どのように演奏しているかという点が必要なところ、著作物の演奏を行った主体の特定が必要となる。本件は、音楽教室の教師による演奏や生徒による演奏の利用主体が音楽教室となるのかという点において、教師と生徒を分けた上で詳細な検討を行い両者の結論を分けている。著作物の利用主体判断について今後への参考になるものと思われる。



## 4 分析

### 4-1 演奏の主体

音楽教室において実際に演奏行為を行うのは教師または生徒である。演奏行為者をそのまま著作物の利用主体と判断するならば、教師または生徒に対してYが権利行使をし、著作権使用料の請求対象とするべきであり、Xらは関係ないものというべきである。しかし、YはXらに対しての利用料既定の変更を求めている。著作物の利用主体の判断についてはカラオケスナックでの客の歌唱についてカラオケスナックが利用主体となるとしてカラオケスナックへの損害賠償を認めたクラブキャッツアイ事件最高裁判決<sup>ii</sup>以降、直接的な利用主体ではなくとも間接的に利用主体といえる者を利用主体として判断してこれは一般にカラオケ法理と呼ばれている<sup>iii</sup>。利用主体についての裁判例は様々あるが<sup>iv</sup>、実際の行為者以外の者でも、規範的な利用行為主体となりうるということが認められている。本判決ではキャッツアイ事件ではなくロクラクII事件を引用し「個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべき」と示している。

管理支配性・営利性だけではない総合的判断となり、考慮すべき事柄が多くなり、違法性判断の予見可能性が低くなるという問題も起こりえるが、権利侵害となるかという観念でとらえると、カラオケ法理では管理支配性で捉えられる範囲が広がってしまうため、権利侵害の幅も広くなりかねない危険性がある<sup>v</sup>。また、行為内容に注目した裁判例としてカラオケ法理に準拠した判断であるがレストランでの音楽演奏でレストランの演奏権侵害が問題となったデサフィナード事件控訴審<sup>vi</sup>において、レストラン主催の演奏と第三者主催の演奏で場合分けし、前者はレストランによる企画、収益目的であるため、管理・支配性があるとしてレストランの行為主体性を認め、後者は第三者による企画運営でありライブ開催で直接利益を得ていないことから、管理・支配をしていないとして行為主体性を認めなかった。音楽教室における主体判断も同様に誰がその行為を行っているかという部分で場合分けをして判断を行っている。総合考慮をする上で、当事者が何を行っているのか厳密に確認する必要があるだろう。

### 教師による演奏

誰が演奏を行っているかという点について判決では、二つに分けて判断している。一つ目は音楽教室での教師による演奏である。これは、Xらが設営した教室において、教師が手本を示す、伴奏をする、音楽CDを再生するといった形態で演奏されている。

六

教師による演奏を教室の設営という観点で分け、まず、音楽教室事業者自身が教師である場合は音楽教室事業者=教師が演奏主体になると判断している。続いて、Xと教師の関係では雇用契約又は準委任契約を締結している場合であるが、Xらは生徒との間で締結した受講契約に基づき生徒に対して演奏技術教授の義務を負い、教師はXとの契約に基づき生徒に対してレッスンをする義務を負う。この場合、物理的な演奏行為は教師によるものであるが演奏行為はレッスンで必須であり、そうした事情をXらも当然に知っていること、Xらが費用負担をして設備を提供し、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として教師に対する指示・監督をして管理支配下に置いて演奏をさせているために規

範的観点に立った場合、演奏主体はXらであると判断している。裁判例でも、雇用契約等の密接な支配関係にある場合において、著作物の利用行為を行わせる者が利用主体になることを肯定する例が存在する<sup>vii</sup>。

これに対してXらはレッスンで著作物を演奏するか教師の裁量に任されており、Xらは教師を管理・支配をしていないとして主体性を否定したが、裁判所は教師に一定の裁量があるとしても、それはレッスン進行の裁量であり、履行しない自由までは有しておらず、必要なレッスンを行う義務を負っていることには変わらないのだから、演奏の主体判断を左右するものではないとしてXらの主張を認めていない。教師の裁量はあくまで雇用契約等の範囲内であり、その範囲内にとどまる限り管理・支配性は存在し、Xらの主体性も肯定されるだろう。

### 生徒による演奏

生徒による演奏は原審の判断とは異なり、主体を生徒としてXらの主体性を認めていない。本判決では生徒による演奏はあくまで生徒の任意であり自主的な姿勢に任されており、誰も演奏の強制はできないために、その演奏主体は生徒であるとしている。この点原審では、生徒が任意的かつ主体的に演奏していることを認めつつも、演奏する著作物の選定は教師が教育的な観点から選定している、生徒は教師の指導に従って演奏している、といった点からXらの支配・管理性を認めている。原審の考えではどの程度、生徒の意思がレッスンで反映されるかで結論も変わり得るとされる。例えば、趣味の範囲でのレッスンであれば、生徒側の主体性も多くなるだろうが、試験受験のためのレッスンであれば、生徒の任意性よりは教師側の指導領域の割合が大きくなるだろう。しかしながら、そのように場合分けして主体性の判断をする合理性があるとも思えない。あくまでもレッスン自体の任意性を基に、生徒の自由意思でレッスンを行っている以上、主体性は生徒にあると判断すべきと思われる。

Yはカラオケでの歌唱でもカラオケ店側の主体性が認められていることから、生徒の演奏も教室側による主体となると主張したが、判決では「カラオケ店における客の歌唱においては……一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみて、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ないものであるから、本件とはその性質を大きく異にするものというべきである。」としてYの主張を認めていない。これは、カラオケ店での主目的が歌唱であることに対して、音楽教室の主目的は演奏ではなく演奏指導であるという違いであり、カラオケ歌唱はBGMの演奏や設備等の都合上、カラオケ店が用意した環境で歌唱することが目的で、カラオケ店側の関与が必須となるのに対して、音楽教室の場合、生徒はどのようにでも演奏できるが技術向上の場として音楽教室を選択したと判断でき、音楽教室がなければ楽器練習ができないとはいえない。歌唱させる場を作り上げたカラオケ店と、生徒が演奏する場としてではなくレッスンする場として選択した音楽教室では管理・支配性が異なり、主体判断が異なるということであろう。

七

## 4-2 音楽教室における演奏は「公衆」に該当するか

演奏権は「公衆」に対して演奏することを要求する。著作権法上は2条5項で「特定かつ多数の者」を公衆に含まれると規定しているが、具体的な公衆については特に規定していない。ただこの規定か



ら、不特定の者は少数であろうが公衆に該当し、公衆とはいえないのは特定かつ少数の者であると考えられ、本判決でも同様の判断をしている。

特定とは利用主体と相手方との間に個人的な結合関係があることを示すが<sup>viii</sup>、音楽教室のように契約を締結すれば、誰でも相手方になれるような場合、個人的結合はないために不特定と判断され、これは本件でも同様の判断がされている<sup>ix</sup>。

Xらは、特定に該当するかは受講契約締結後も生徒と教師間の個人的な関係性の結合は発生し得ると主張しているが、裁判所は有償契約の関係を出不いうちは不特定であり、そうした関係を出た個人的な結合関係は音楽教室での演奏とはならないため本件の対象外としている。家族間でのレッスンという個人的結合関係がある場合、それが家族外も対象とした契約に伴うものであれば不特定となり、私的なレッスンであれば特定になると思われる。

#### 4-3 音楽教室における演奏は「聞かせることを目的」としているか

演奏権は演奏を「聞かせることを目的」としていることを必要とする。この聞かせることを目的とは著作物を聞かせる目的意思があることを言う<sup>x</sup>。例えば、イヤホンを使い音楽を聴いているときにイヤホンから音漏れがして周囲の人に聞こえたとしてもそれは聞かせることを目的としていない。一方でコンサートを開いたものの聴衆が誰もいなかったような場合、聞く人が誰一人いなくとも聞かせることを目的としていることになる。

音楽を芸術として聞かせる意図は必要としないと考えられているが<sup>xi</sup>、Xらは「聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」が聞かせることを目的としていると主張し「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を定める同法30条の4の規定も参照するべきであると主張した。

これに対し裁判所は目的意思があれば足りるとし、30条の4についても、音楽教室の演奏目的は演奏技術等の習得であり、その場合著作物に込められた思想又は感情表現を生徒に理解させることなしにあり得ないとして、Xらの主張を認めていない。30条の4はコンピュータを用い、技術開発を行うために著作物を利用する場合等を対象とした規定であり、前提としては機械学習のような個々の著作物の意味を没却した形での利用となる。確かに条文上「享受」と規定され「享受」とは視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点であると捉えると、なんらかの美的、官能的な要素が要求される余地もあろう。ただし、一般にピアノレッスンは、知的・精神的欲求を満たすためのものといってよいであろうし、そこに、一層の意味付けを要求する必要性もないだろう。演奏に演奏意図等が必要だとすると、例えば楽譜を機械的に自動演奏した場合等が演奏権の対象とはならないといった弊害も考えられる<sup>xii</sup>。

著作権の範囲ではなく、著作物の範囲の場合であるが、実用性、有用性を備えた応用美術においては著作物性判断で一般の著作物の定義に加え「美的鑑賞性」が要求されることがある<sup>xiii</sup>。これは著作権法が文化保護であり、産業保護ではないことからの量産を前提とした応用美術は文化ではなく産業領域で保護すべきとされ、著作権で保護すべきではない対象を排除するための事情といわれている<sup>xiv</sup>。そのような特別な事情がない場合に、敢えて条文上記載のない要件を入れて権利の幅を狭める必要はな

いと思われる。Xらの主張が認められると、著作物の利用態様で、官能的な感動をもたらすかという判断をしなくてはならなくなり、それは権利の範囲を不透明化させることにつながるだろう。

#### 4-4 2小節以内の演奏に演奏権は及ぶか

Xらは2小節以内の演奏では短すぎるため楽曲の特定ができず、著作者の個性が発揮されていないために著作物たりえないと主張している。

それに対し判決では、2小節のいずれにも著作物性がないことは考えにくく、また、演奏技術の習得には音楽著作物に込められた思想又は感情を再現することが当たり前であり、著作物性がない部分のみを繰り返し演奏することは想定できないとして、Xらの主張を退けている。

著作物性があるか否かは思想又は感情を創作的に表現しているかであるが、短い表現は表現の制約上、創作的表現となりにくいのは事実である。ただし、それは機械的に表現の量が一定未満であれば著作物とはならないと判断するのではなく、個々の対象毎にその創作性を判断するものである<sup>xv</sup>。

本件では、楽曲の特定をせず一般論としての演奏権侵害該当性を判断したものであるが、仮に、具体的な争訟が発生した場合には立証責任の問題が起りえる。対象が著作物であることに争いが無い場合でも、その著作物を細分化した場合に、細分化された個々の利用態様では著作物性の有無が分かれることもある<sup>xvi</sup>。その場合に、細分化された著作物の著作物性を立証すべきは原告側となろう。そのような場合には、個々の音楽教室での音楽利用とレッスン内容を踏まえて判断することが必要となってくる。

また、一度に演奏を行うのが2小節以下であっても、全体では一定以上の演奏量となる場合に、創作性をどのように捉えるかが問題となりえる。一度の演奏は細切れなのだからから創作性が発揮されていないとも考えられるが、例えば、小説を創作性の無い程度に細分化したファイルにしてアップロードし、細分化されたファイルを合成すればひとつの小説となるという場合に、ファイルひとつでは著作物足りえないため著作権侵害とはならないとは言えないだろう。

#### 4-5 演奏権の消尽の成否

音楽教室で使用するための楽譜や音源の購入により著作権者は利益を得ているのだから、演奏権は消尽しているというXらの主張であるが、判決では楽譜取得や音源作成で著作権者が得る対価は複製権行使の対価であり、音楽教室のレッスンの対価である演奏権とは異なるため、二重の利得とはならないし、複製権の行使で演奏権が消尽することを認めれば、複製権行使でほぼ無限定に演奏されてしまうため、著作権者の経済的利益を不当に害するとして認めなかった。

条文上の規定がないものの権利の消尽を認めた判決としてゲームソフトを中古販売した場合に頒布権が消尽するか争われた中古ゲームソフト事件上告審<sup>xvii</sup>があるがここでは「商品を譲渡する場合には……譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて……「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法

1条) という著作権法の目的にも反することになり……他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障され……著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。」と判旨している。

これは本件と比較すると、演奏権の非消尽は著作物流通市場を阻害するものでなく、また、利益確保においても複製権の利益を得ているのみであるため、演奏権の利益を保証することが必要な本件とは異なることが言えるだろう。仮に、代償を確保する機会を保証するならば、複製権の許諾の際に、演奏権の許諾を含めた包括的な許諾が想定されるが、複製権に伴い演奏権も当然に行使されるものではないために、複製権あるいは演奏権のみを行使する者にとって不都合となり、著作権が支分権として分けられ、権利を別にしている意味を没却するものとなるであろう。

著作権法上の消尽という意味で、著作隣接権ではあるが映画の著作物の実演家に対するいわゆるワンチャンス主義がある。これは実演家が映画の著作物に録音・録画することを許諾した場合には、以後の映画の著作物の複製について、実演家の録音・録画権は及ばないという規定である(91条2項)。劇場で映画公開がされたときに利益を確保し、以後のソフトパッケージ化時には権利行使ができないというものであるが、これが規定された意味として映画の著作物という巨額をかけた著作物の利用が困難になる点、映画の著作物の利用はある程度他の隣接権も包括して利用することが一般的である点を上げることができ<sup>xviii</sup>、そうした特殊な事情がない音楽教室での音楽著作物の利用という場面で権利の消尽をみとめるのは不合理だろう。

#### 4-6 権利濫用の成否

Yが長期間Xらに対して著作物利用料の請求をしない権利不行使の状態であったのに権利を主張してきたのは権利の濫用であるXらは主張した。

著作権侵害において権利の濫用が認められることは少ない。濫用が認められた事案として、雑誌連載用漫画の修正を求められ修正の同意をしたものの修正はせずに原稿を提出したため、編集部が修正を加えて漫画を出版したことについて漫画家が同一性保持権侵害として提訴した「やっぱりブスが好き事件<sup>xix</sup>」や、写真集の写真内の著作権侵害について、損害賠償は認められたものの出版差し止めについては権利の濫用と判断された「写真で見る首里城事件<sup>xx</sup>」がある。

やっぱりブスが好き事件は漫画家の原稿提出が締切の限界であったという時間的制約や、当該漫画を抜いて発行することが印刷技術上の問題から不可能であった点等から雑誌編集長を「ほかに取りうる手段がない状態に追い込んだ」として、写真で見る首里城事件は、177枚中1枚が著作権侵害であるところ、差止を認めると出版社に大きな損害を与え、逆に、増刷の可能性は小さいことから権利の濫用の成立を認めている。

裁判所は「権利の単純な不行使が時効の成立にとどまらず、将来の権利の失効までも招致するのは、権利者において義務者が権利を行使しないと強い信頼をもたらず行動を長年にわたって取り続けたことから、義務者において権利者が権利を行使するのであれば取り得ないような重大な投資等をしたなど、権利者の権利行使が法的衡平や法的正義の観点から到底是認できないような特段の事情を要す

る」として、Xらの主張を認めなかった。

権利の失効とは権利者による長期間の権利不行使により、権利が行使されないものと信頼して行動した者を保護する信義則上の法理である。本件の場合、平成17年頃からYがXらに対して著作権料支払いの交渉をしており、Xらも権利が失効したことを信頼して何らかの行為をしているわけではない。仮に、権利の失効を認めた場合には、Yは本来ならば法的に認めてしかるべき音楽教室における演奏権使用料徴収が今後一切不可能となるためYの不利益が大きなものになる一方、音楽教室側は使用料を支払っていれば教室運営が妨げられることはないため、適切な著作権使用料の範囲内であればそれほど大きな支障はないといえるだろう。著作権における権利の濫用を認めた事案では権利者側が権利侵害させるように至らせた等の権利者側の帰責を問われるような事情や、権利者側の利益と利用者側の損失を考慮し、そのバランスが著しく崩れるような事情が認められたが、本件ではそのような事情は存在しない。権利の失効を認める必要はないであろう。

## 5 おわりに

本件は、生徒の演奏は音楽教室の主体性が認められなかった。生徒の演奏が誰に聞かせることを目的としているかを考えれば、教師に対してであり、公衆に対してとは考えにくいのは通常人の感覚にも沿うものと思われる。また、音楽教室に通っている生徒が音楽教室に管理されているために生徒の演奏は音楽教室のものであるとしてしまうのは擬制が大きく、キャッツアイ事件を引用しなかったことも適切といえるだろう。演奏権とは誰が誰に対して演奏しているのか、ということが権利の内容となるが、教師と生徒に二分して、それぞれの違いを判断した控訴審は妥当なものといえよう。支配管理性や営利性だけではない、行為の実質性を判断することになるため、著作物を自由に利用できるサービス提供の可能性が広がったともいえるだろう。

Yの作成した使用料規定は生徒の演奏も含めての規定と考えられるが、教師による演奏のみが使用料徴収の対象となった場合、使用料規定の内容も変更の余地があるであろう。音楽教室での演奏を想定すれば、教師による演奏や見本のCD演奏は生徒による音楽演奏と比べて、割合的には少ないのが一般的であり、そうした事情で音楽の利用とその対価に関する適切な額をどのように算定すべきかが次の問題となるのではないだろうか<sup>xxi</sup>。

### 注

- i 原審を論評したものとして、辻本良知(2020)「判批」『知財ぷりずむ』231号23-31頁、内田剛(2020)「判批」『発明』6号54-59頁、譚天陽(2020)「判批」『一橋法学』19巻1455-1483頁、橋本阿友子(2020)「時論 音楽教室裁判に見る著作権法の諸問題」『ジュリスト』1547号79-84頁、上野達弘(2020)「判例詳解 音楽教室と著作権」『L & T』88号20-38頁、小倉秀夫(2019)「公衆に直接聞かせる目的での演奏の意義」『情報ネットワークレビュー』17巻46-62頁等がある。控訴審に対しては、横山久芳(2021)「論説 音楽教室における演奏に対する演奏の行使」『NRI』1200号64-74頁、小泉直樹(2021)「知財判例速報」『ジュリスト』1560号8-9頁、安藤和弘、横山久芳、上野達弘「座談会 音楽教室対JASRAC事件裁判の論点」『年

報知的財産法 2021-2022』日本評論社 (2021) 34-61 頁, 安藤和弘「判批」『東洋法学』65号 203-218 頁 (2021)、「判例特報 音楽教室事件」『L&T』92号 83-90 頁 (2021)、田中敦「判例研究 音楽教室における教師及び生徒の演奏につき演奏権侵害の成否が争われた事例」『L&T』93号 77-86 頁 (2021) に接した。

- ii 最三小判昭和 63.3.15 民集 42 卷 3 号 199 頁。
- iii 中山信弘 (2021)『著作権法 第 3 版』有斐閣 735 頁参照。
- iv ファイルログ事件 (東京地中間判平成 25.1.29 判時 1810 号)、MYUTA 事件 (東京地判平成 19.5.25 判時 1979 号 100 頁)、ライブバー事件 (知財高判平成 28.10.19 裁判所サイト) 等。
- v 奥邨 弘司 (2007)「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察」『情報ネットワークローレビュー』6号 48 頁参照。
- vi 大阪高判平成 20.9.17 判時 2000 号 103 頁。
- vii 注 4 参照。
- viii 加戸守行 (2020)『著作権法逐条講義 (7 訂新版)』著作権情報センター76 頁参照。
- ix 社交ダンス教室事件 (名古屋地判平成 15.2.7 判時 1840 号 126 頁) が社交ダンス教室での音楽演奏について「施設の規模という人的、物的条件が許容する限り、何らの資格や関係を有しない顧客を受講生として迎え入れることができ……社会通念上、不特定かつ多数の者に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価する」としている。
- x 前注 6 加戸 194 頁参照。
- xi 半田正夫=松田政行 (2009)『著作権法コンメンタール 1』勁草書房 264 頁参照。(龍村全) 本山雅弘 (2013)「著作隣接権の保護理由と実演における搜索的要素」CARP 編『実演家概論』(勁草書房) 50 頁参照。
- xii 文化庁著作権課 (2019)「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」([https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/pdf/r1406693\\_17.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf)) (2022.8.10 アクセス) 8 頁参照。ただし、この考え方では美術品の複製に適したカメラやプリンターの試験開発のために美術品を複製する行為は、美術品の色合いや歪みのなさを再現等することが目標で、美術品を視聴等することで知的・精神的欲求を満たすものではないとしている。裁判所はピアノレッスンを演奏技術等としているが、レッスンが演奏技術のみの指導を意味するなら、権利制限の対象となり得る余地があるろう (12 頁参照)。
- xiii 博多人形事件 (長崎地佐世保支判昭和 48.2.7 無体集 5 卷 1 号 18 頁)、仏壇彫刻事件 (神戸地姫路支判昭和 54.7.9 無体集 11 卷 2 号 371 頁) 等。
- xiv 内藤裕之 (2004)「応用美術と美術の著作物性」牧野利秋=飯村敏明『新・裁判実務体系 22 著作権関係訴訟』青林書院 168 頁参照。
- xv 前注 1 上野 37 頁、前注 1 小倉 55 頁参照。
- xvi 例えば、夏目漱石の小説『夢十夜』は「こんな夢を見た」から始まるが、この一文だけで創作性を認め著作物として独占を認めることは不適切であろう。
- xvii 最判平成 14.4.25 民集 56 卷 4 号 808 頁。
- xviii 渋谷達紀 (2013)『著作権法』中央経済社 114 頁、田村善之 (2003)『著作権法概説【第 2 版】』有斐閣 390 頁参照。
- xix 大阪地判平成 8.8.23 判時 1561 号 123 頁。
- xx 那覇地判平成 20.9.24 判時 2042 号 95 頁。
- xxi 尚、本論文提出後の 2022 年 10 月 24 日に上告されていた本件の最高裁判決が下され、JASRAC による上告が棄却されたことで控訴審の維持がされている。教師の演奏について著作権使用料を支払うことは確定した。